

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

1 改正理由

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定により、へき地手当の最高支給限度額が引き下げられたことに伴い、学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年教育委員会規則第3号)の一部改正を行う。

2 改正内容

へき地手当の級別ごとの支給割合を次のとおり改正する。

支給割合 級地区分	現 行	改正後
1 級	100 分の 3	100 分の 2.7
2 級	100 分の 4	100 分の 3.7
3 級	100 分の 5	100 分の 4.7
4 級	100 分の 6	100 分の 5.7
5 級	100 分の 7	100 分の 6.7
へき地学校に 準ずる学校	100 分の 2.5	100 分の 2.2

3 施行期日

平成 31 年 1 月 1 日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（案）

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の3」を「100分の2.7」に、「100分の4」を「100分の3.7」に、「100分の5」を「100分の4.7」に、「100分の6」を「100分の5.7」に、「100分の7」を「100分の6.7」に改め、同条第2項中「100分の2.5」を「100分の2.2」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

学校職員のへき地手当等に関する規則新旧対照表

(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)

改正案	現行
<p>(へき地手当の額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に規定するへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>1級 <u>100分の2.7</u></p> <p>2級 <u>100分の3.7</u></p> <p>3級 <u>100分の4.7</u></p> <p>4級 <u>100分の5.7</u></p> <p>5級 <u>100分の6.7</u></p> <p>2 前条第2項に規定するへき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額に<u>100分の2.2</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(へき地手当の額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額に規定するへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>1級 <u>100分の3</u></p> <p>2級 <u>100分の4</u></p> <p>3級 <u>100分の5</u></p> <p>4級 <u>100分の6</u></p> <p>5級 <u>100分の7</u></p> <p>2 前条第2項に規定するへき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額に<u>100分の2.5</u>を乗じて得た額とする。</p>